

和歌山県人権施策基本方針の改定に伴う  
和歌山県人権施策推進審議会専門委員会委員の選出について

和歌山県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、平成14年4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づき平成16年8月に県の人権施策の基本的な方向を示す「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、平成22年2月には第一次改定を、平成27年2月には第二次改定を行い、さまざまな人権施策に取り組んでいる。

こうしたなか、近年、人権をとりまく社会情勢の変化がみられることから、平成31年度において、第三次改定を行う予定としている。

つきましては、本基本方針を改定するにあたり、和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第2条第1項第3号に定める「専門委員会」委員を選出する。

改定に係るスケジュール

【2019.3.18：第41回人権施策推進審議会】

専門委員会委員を選出

【2019.4月上旬：第1回専門委員会】

○はじめに ○第1章「基本的考え方」 ○第2章「人権施策の推進」⇒内容を審議

【2019.6月上旬：第2回専門委員会】

○第3章「分野別施策の推進」 ○第4章「施策の総合的な推進」⇒内容を審議  
○第1回専門委員会の審議結果を反映させた内容について確認

【2019.7月下旬：第3回専門委員会】

○第1回及び第2回の専門委員会の審議結果を反映させた内容について確認

【2019.8月下旬：第42回人権施策推進審議会】

○第1回から第3回の専門委員会の協議結果の報告

【2019.10月下旬～11月下旬：パブリックコメント】

【2019.12月～2020.1月 庁内各課との最終調整】

【2020.3月 第三次改訂版完成・配布】